

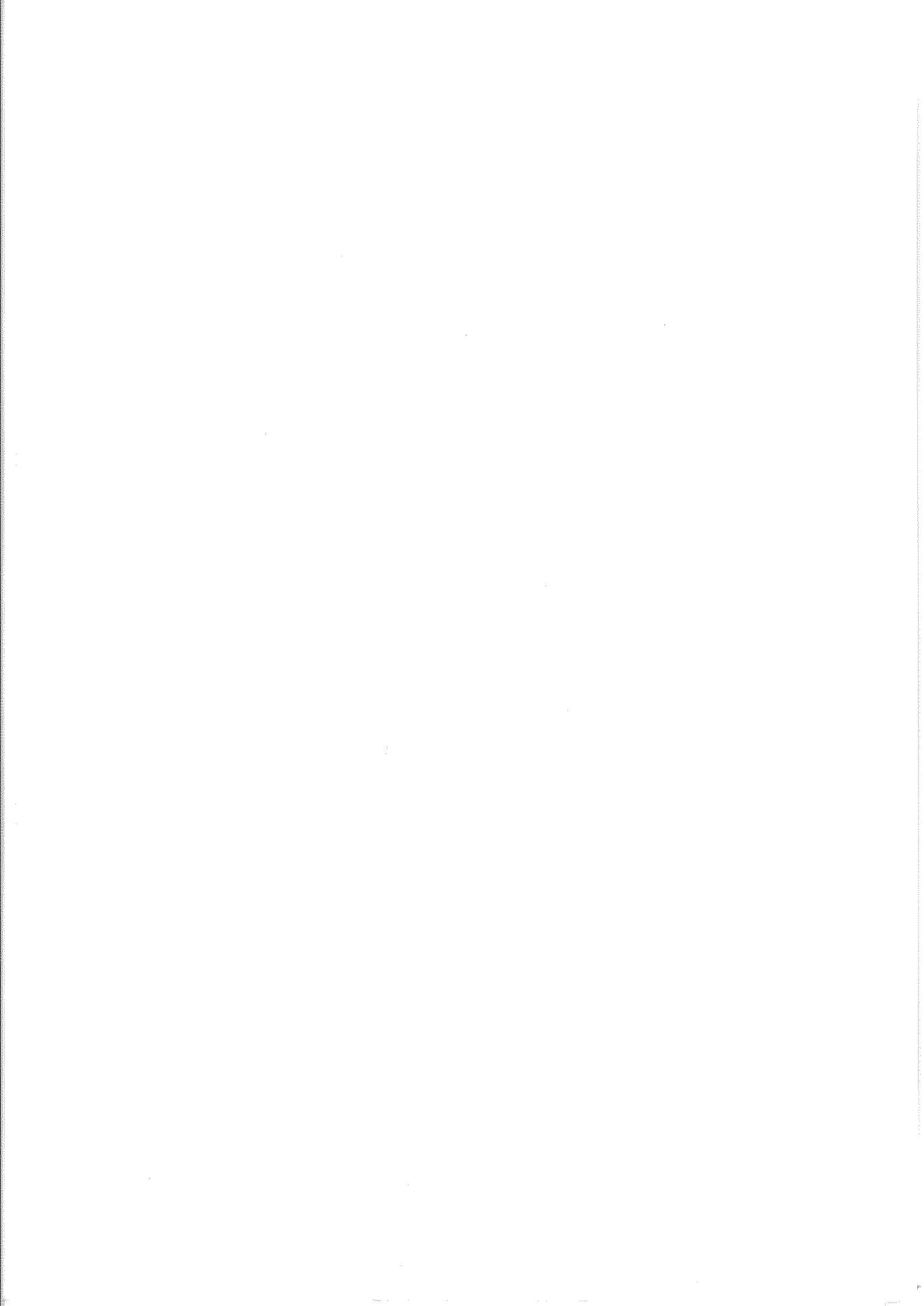
政策資料

No.290 《復刊185号》
1990年11月1日

巻頭言 水田 稔1

〈資料〉

- 中東危機の早期の平和解決を求める特別決議（案）2
- 政府の「貢献策」の追加計画について3
- 書記長談話（国連平和協力法について）4
- 党首会談に当たっての申し入れ4
- 総合課税に関する検討小委員会における検討結果について6
- 企業税制についての具体的提案7
- 消費税を中心とする関接税問題に関する基本的見解8
- 「チタン鉱石問題に関する基本的対応方針」についての申し入れ10
- 1990年度防衛白書に関する談話12
- 申し入れ（部落差別問題）15
- 税制関係資料（10/7 全国政策研究集会・資料）16





豊かさを実感できる

社会資本整備を

水田 稔

政策審議会副会長

今年六月二十六日、日米構造協議で土地利用、大店法の規制緩和、独禁法の運用強化などとともに、今後十年間で四三〇兆円の公共投資を行うという最終報告をまとめた。

たからやるという問題ではなく、われわれ自身がこれまでにもっと積極的に取り組むべき問題であつたと思う。

四三〇兆円は八〇年代の公共投資二六三兆円に比べると一・六三倍と大幅に増えるよう見える

を通じて経済成長率と同じ位で、大きな額、のび率ということではない。

問題は、これからどこに重点を置いて具体的にすすめるかということである。

日本がGNP世界二位、賃金はアメリカを抜いて一位といわれる経済力を持ちながら、国民が豊かさを実感できないのは、労働時間、物価などの問題とともに住宅、下水道、生活道路、公園などの社会資本の整備が遅れているからであるが、これはアメリカから言われた。

我が国の公共投資はこれまで産業基盤整備に重点が置かれていた。したがつてこれから十年間は、その七〇%位を生活基盤、福祉事業の整備にふりむけてこれまでの遅れを取り戻し、これから経済成長に見合った公共投資をするといふことであれば八〇年、九〇年代

またこれまで、事業別の配分比

が固定化され、既得権益となつていたことも国民のニーズにこたえる生活基盤整備が遅れた一因になつてゐる。

こうした悪弊をなくすため各公共事業計画別の配分比を見直し、十年間を通じて明確な到達目標を定めた計画によつて事業をすすめるべきである。

さらにこの計画を着実に実行す

るためには、①インフレを招かない財政運用、②地価の抑制、土地対策、③地方財源の確保など、総合的な施策が必要である。

一九九〇年から二〇〇〇年までの十年間は、日本経済が社会資本整備の負担力をもつており、生活基盤整備とともに高齢化社会を迎えるための福祉施設の整備も急がなければならぬ時期でもある。

一人一人の生活が大切にされる社会、豊かさを実感できる社会資本整備は、これからわれわれが重点課題としてとりくむべき問題である。

(みずたみのる・衆議院議員)

一九九〇・九・一四

中東危機の早期の平和解決を求める

特別決議（案）

イラクによるクウェート侵攻と併合は、国際法と国連憲章に対する重大な侵害であり、国際社会に深刻な衝撃を与えている。クウェートを占領した十数万のイラク軍と、これに對してサウジなど周辺諸国に派遣された米軍をはじめとする大規模な軍事力の対峙は、一触即発の状態となっており、もし武力衝突がはじまれば多数の人命と世界の経済・社会への破滅的な結果をもたらしかねない。イラクによる日本人を含む多数の外国人の人質問題、数十万の難民の苦しみ、経済制裁や原油の値上がりによる非産油国の経済的困難の拡大など、事態の平和的かつ早急な解決が緊急の課題となっている。したがつてわれわれは次のように決議する。

一、イラクのクウェート侵攻と併合は、国際法と国連憲章に対する重大な侵害であり、

て継続的に行うべきである。またこの難民救済活動について、緊急に国際的共同行動を呼びかけるべきである。

三、イラクの人質作戦は、きわめて非人道的かつ国際法違反の行為である。わが党は、イラクに対し、直ちにすべての外国人の解放・出国を認めるよう強く要求する。人質にたいしては、食糧などの差し入れを実現すべきである。また、そのため、イラクとの対話・交渉、条件づくりなどで国連や赤十字の一層の努力を求めるとともに、わが党も国際的活動を強化する。

四、国連安理会が即決した経済制裁について、わが党はこれを全面的に支持する。わが国も事態の解決まで非軍事的手段としての経済制裁を堅持すべきである。また、国際社会における経済制裁措置の持続、徹底化のため、経済制裁の実施や原油価格の上昇などのために経済困難に陥った周辺諸国、開発途上諸国などに対し、特別の経済的支援策を強化すべきである。

五、事態の解決にあたっては、断じて軍事的手段がとられるべきではない。わが党は、イラク及び米国等の多国籍軍構成国に対

し、軍事力の行使をしないよう強く求める

とともに、わが国政府もそのための特別の

要求する。国際紛争の平和的解決は、国連

努力を当時国および国連に対して行うよう

憲章および日本国憲法の柱であり、冷戦後

の世界の平和的新秩序をつくる上からも、

国連の平和維持、平和解決の役割と機能を

高めることがきわめて重要だからである。

また、このためのアラブ諸国の努力とイニシアティブも重要である。わが党は平和解決へのあらゆる努力を支持するとともに、党としても、社会主義インターナショナルなど協力して国際的努力を行う。

六、先般、政府が発表した「貢献策」は、国連憲章や決議によらない「多国籍軍」への後方支援を主体とするものであり、憲法上も政治的にも誤りであつて認めることはできない。日本は国連と安保理決議、および日本国憲法の枠内で、平和国家として独自の非軍事的解決への行動をとるべきである。また、この機会に乗じて自衛隊・自衛官の派遣という形で、憲法の制約とアジア諸国の批判に対する突破口を開こうとする動きが強まっていることは重大であり、わが党はこれに強く抗議するとともにこれらの問題について論議するための臨時国会の開催を改めて要求する。

右決議する

一九九〇年九月一四日

日本社会党第六八回中央委員会

一九九〇・九・一四

政府の「貢献策」の追加計画について

日本社会党中央東問題プロジェクト・チーム
委員長 久保田 真苗

一、政府は、本日の閣議において米側からの強い圧力を受けて、中東貢献策の第二弾として総額三〇億ドルの追加援助を決定した。その内訳は、多国籍軍に対する資金援助一〇億ドル、周辺三か国に対する支援二〇億ドルとなっている。

二、この貢献策は、米国的要求に応えて金額、目的、対象を明確にしないまま決定したものであり、対米追随の批判を免れない。先

きたように、関係諸国の集団自衛権の行使によるものであつて、これへの資金援助は憲法上許されず、人質解放・平和的解決の上から政治的にも適切ではない。しかも、その受け皿すら不明確である。したがつて、多国籍軍への一〇億ドルは先の一〇億ドルと併せ撤回し、国連平和保障基金設立のために寄託すべきである。

四、周辺諸国への二〇億ドルの資金援助はその必要性は認めるが、その他の非産油国(途上国)などの経済困難国への支援策は含まれておらず、早急に実情調査の上、必要な支援策を講ずるべきである。

三、多国籍軍は、従来からわが党が指摘して

談話

日本社会党

書記長 山口鶴男

法の趣旨は、今後のわが国の国連との協力関係を世界の平和の実現に向けて発展させることに逆行するものである。国連との協力の仕方はその国の基本法や国情に応じて行われるべきであり、新たなデタント時代に当たってはなおさらそのことが強調されなくてはならない。

一、政府は、本日、焦点となつていていたイラク問題に乗じて国連の平和維持活動に協力をするという名目で「国連平和協力法」の内容を確定した。その内容は「国連平和協力隊」の創設をすることを柱に自衛隊がその組織及び隊員の参加を可能とするものである。

これは国連協力に名を借りて自衛隊の海外派遣を公然化させたものであり、戦後四五年にわたる憲法原則を根本から否定するものにはかならず、絶対に容認できない。

一、このような国家の基本原則にかかわる問題を国会でなんらの審議もないままに対米協力優先で方向づけることは、議会制民主主義の否定でもあり、かつ、憲法の順守義務を逸脱するものでありその責任もまた重大である。

一、今までなく日本国憲法は、自衛隊・自衛官の海外派遣は、いかなる型でも禁止している。そして、その憲法は、過去の重な誤った行為の反省にたつて制定された

一、わが党は、こうした海部内閣のこのような政策と厳しく対決し、その危険な自論見を封じるとともに、われわれ自らが平和憲法の精神にのつとり国連と協力して国際平和に貢献するためのあるべき政策を早急に提案し、その実現をはかるために全力をあげる決意である。

一九九〇・九・二七

党首会談に当たつての申し入れ

ニューヨークにおける「子どもサミット」ならびに日米首脳会談、引き続く海部総理の中東訪問に関して以下、次の通り申し入れます。

一、イラクによるクウェート侵攻とその併合は、国際法と国連憲章に対する重大な侵害であり、わが党は、人質の解放、イラク軍のクウェートからの即時無条件撤退、クウェートの独立と主権の回復などを要求した国連安全保障理事会決議を強く支持するものである。

中東地域では、クウェートを占領したイ

ラク軍とこれに對してサウジアラビアなど周辺諸国に派遣された米軍をはじめとする大規模な多国籍軍の対峙が、一触即発の状態となつており、もし武力衝突が始まれば全世界に破滅的な影響をもたらしかねない。したがつて、こうした事態を克服するためわが国は全力をあげてその平和的解決の努力を行うべきである。

二、政府のこれまでの対応は、国連重視を唱えながらも、アメリカ軍を中心とする多国籍軍への二〇億ドルの支援など、アメリカの作戦行動に対する援助が中心となつておる、こうした軍事協力は一層の軍事的緊張に手を貸すものであつて、憲法上も認められない。

わが国の国際社会への貢献策は、あくまでも平和憲法にのつとつて進められるべきである。今求められていることは、平和を願うすべての国々と協力して軍事衝突を回避するためイラクに対して強く撤退を要求することであり、同時にアメリカに対してもサウジアラビアからの撤兵を求めるなど平和解決を目指す行動である。

三、中東紛争による最大の犠牲者は、「人質」となつてゐる人々、イラク、クウェートなどを働いてきたアジア、アラブ諸国の人々であり、また、その仕送りに依存して生活している数百万の家族である。わが国に今

求められる緊急の国際協力の課題は、これら人質となつてゐる人々の解放、避難民に対する食糧、医療、帰国手段などの提供と経済的困難に陥つてゐる諸国に対する支援策である。政府はこうした緊急支援策に全効力をあげるべきである。

四、国際紛争の解決にとつて国連が果たすべき役割が極めて重要であり、武器輸出禁止をはじめ国連の平和的解決への一層のインシアティブの發揮が求められている。わが国もこの立場で積極的に協力すべきである。その意味からも国連に「国連平和保障基金」を創設することを提唱することとも、国連の各機能の充実強化を図るべきである。

五、政府・自民党は、この機会に「国連平和協力法」を制定し、その中で自衛隊の海外派遣に道を開く方針を決定したが、このようないうな憲法の原則にかかるる法案を国会審議も行わず、「対米公約」することは決して許されない。これに対して、すでにアジア諸国民からも懸念が表明されているのは当然のことである。われわれは、このような憲法空洞化の危険な動きは断じて容認できず、改めて平和憲法の原則を踏まえることを強く求めるものである。

六、中東紛争にともない原油価格の高騰や石油製品の値上がりが目立ち、便乗値上げが

懸念される。政府はこうした便乗値上げを厳しく監視し、違法なカルテルの摘発、公料金の抑制など必要な措置を講じるべきである。

七、国連が子どもサミットを開催することになつたことは極めて意義あることである。すべての子どもが飢えや抑圧から解放され、権利行使の主体として育まれることは、共生の世界にとつて不可欠の課題である。政府は最近、「子どもの権利条約」について署名をしたが、すでにこの条約は効力を発しており、海部総理はこの機会に目標年次を明らかにし、その早期批准に向け関係国内法の整備や広報活動の強化など集中的な取組みを行うべきである。

右、申し入れます。

一九九〇年九月二七日

日本社会党中央執行委員長
土 井 たか子

内閣総理大臣
海 部 俊 樹 殿

総合課税に関する検討小委員会における

検討結果について

税制問題等に関する両院合同協議会専門者会議

「税制問題等に関する両院合同協議会専門者会議」の下に平成二年八月八日設置された当「総合課税に関する検討小委員会」は、総合課税問題について委員の間で鋭意検討をすこめてきたところであるが、本日、その検討結果を以下のようにとりまとめるに至つたものである。

一 公平な税体系を確立するため、所得税制においては、総合課税を原則として、各種所得の性格等に応じた最小限度の分離課税を適切に組み合わせることにより、全体として課税の公平が確保されるよう、そのあたり方について検討を進めることで意見の一一致をみた。

二 現在の申告納税制度の下で、総合課税制度が適正、公平に実施されるためには、国民の高い納税道義に支えられた適切な税務の執行が行われる必要がある。しかし、現状にあつては税務当局による的確な所得把

握の体制は必ずしも十全でなく、直ちに徹底した総合課税を行おうとすれば、かえつて不公平を生じるおそれがあるなどその実効性を期し難い。従つて、適切な所得把握体制を整備するため、次の諸点に留意しつつ納税者番号制度の導入を検討することでの大多数の意見の一一致をみた。

① 納税者番号は、国民の納得と協力を得るために、年金制度の一元化を勘案しつつ社会保障など他の分野でも使用されていける番号とすること。

② プライバシー保護の重要性に鑑み、番号を利用する目的や範囲を厳しく限定する等、個人情報保護のため十分な立法措置を講ずること。

○ 昭和六十二年の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条

「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものと

- ④ 税務の分野で納税者番号を利用して把握する対象取引は、資金シフト等経済活動に与える影響を最小限にとどめるため、国際的取引等も含む極力広範なものとし、綿密な名寄せシステムを確立すること。

- ⑤ 利子所得や株式等の譲渡益等に対する課税のあり方については、最高税率の水準を含む税率構造全体のあり方及び適切な源泉徴収制度との関連に配意しつつ所得税法等改正法附則に定められた見直しを行うが、納税者番号に関連する諸問題については、その見直しの時期までに具体的検討を進め、プライバシー問題等を含め国民的合意に向けて所要の措置を講ずること。

- なお、一部に、現行体制の下でも名寄せの厳格化等により総合課税制度は十分可能であり、プライバシー侵害のおそれが大きいとして、納税者番号制度の導入は好ましくないとの意見があつた。

(参考)

○ 昭和六十二年の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十一条

「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものと

する。」

一九九〇・九・一八（税制両院合同専門者会議）

○ 昭和六十三年の所得税法等の一部を改正する法律附則第八十一条

「株式等の譲渡益に対する所得税の課税の在り方については、納税者番号制度の導入問題等所得把握の環境整備の状況、最高税率の水準を含む税率構造全体の在り方及び適切な源泉徴収制度との関連に配意しつつ、総合課税の移行問題を含め、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号）附則第五十一条の規定に基づく利子所得に対する所得税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行うものとする。」

税率の水準を含む税率構造全体の在り方及び適切な源泉徴収制度との関連に配意しつつ、総合課税の移行問題を含め、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号）附則第五十一条の規定に基づく利子所得に対する所得税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行うものとする。

企業税制についての具体的提案

日本社会党

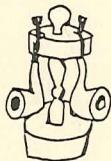
相当額を益金不算入としている。

しかし、株式会社形態の広範な存在、株式の法人所有化、それに伴う企業と経営の分離という実態からすれば、法人に対する独自に税負担を求めるることは当然である。

そのため激変緩和措置として受取配当益金不算入制度を平成三年度より段階的に圧縮し、そして平成六年度で廃止すべきである。

2 貸倒引当金は、その繰入率を実態に合わせ、平成三年度より平成五年度（三年間）までに段階的に各業種概ね三分の一に圧縮する。

理由 貸倒引当金は、実際の貸倒損失発生率と法廷繰入率との間に大きな差が生じており、利益留保としての性格を強くしている。諸外国では、この制度自体がなかつたり、個別的な債権について具体的に設定されたり、過去の実績値に基づき



設定されたりしている。したがって、法

廷繰入率を実際の貸倒損失発生率に引き

寄せる必要がある。

3 賞与引当金は、廃止を前提とし、平成三年度から二〇%づつ圧縮し、平成七年度（五年間）で廃止する。

理由 賞与引当金は、諸外国では企業会計上は計上されていても、税制上は認められないところもある。わが国においては、人件費の増加は高度成長期に比べれば穏やかであり、しかも賞与は継続的に支出されており、比較的短期間に支出されていることを考慮すれば、賞与引当金を廃止しても企業経営に及ぼす影響は少ない。

4 政府税制調査会も「実態に即した見直し」を言つており、昭和六三年における税制改革案では、当該制度の廃止が盛り込まれていた。

5 外国税額控除については、国別控除制度への移行を前提としつつ、平成三年度においては、国外所得割合の限度額を八〇%（現行九〇%）に引き下げる。

理由 現行外国税額控除制度は、すべての

国外所得を一括して控除限度額を算定する一括限度額方式をとっているため、控除限度額が実際よりも膨らむなどの問題がある。したがつて、当面は国外所得割

合の限度額を八〇%に引き下げ、実勢に近づけるとともに、外国税額控除制度を利用した不当な税回避を防止し、公平な負担を実現するため、国別控除制度への移行を前提とした制度の整備を推進する。

6 みなし法人については平成三年度中に、医師優遇税制については平成四年度中に、廃止の方向で環境整備を行う。

理由 昭和六三年の与野党協議において、みなし法人については「制度の適用期限（平成五年）を考慮して、二～三年中に結論を得る」としており、また医師優遇税制については「引き続き検討し、4～5

6 公益法人課税の適正化問題、赤字法人問題、退職給与引当金問題については、検討し、結論を得ること。

理由 公益法人の収益認定の厳格化及び収益事業の範囲自体の拡大、利益を出しながら租税回避のための赤字法人化への対応策、退職給与引当金の適正化については、引き続き検討し、結論を得ること。

一九九〇・九・一九

消費税を中心とする 間接税問題に関する基本的見解

日本社会党

弁しようと公約違反（国会決議・政府統一見解等）の大型間接税であり、国民の信頼と合意を前提とする近代税制の基本に違反する税制である。

- (1) 消費税は、政府・自民党がどのように強

年を目途に結論を得る」としている。し

たがつて昭和六三年の与野党協議の内容に沿うため、みなし法人については平成三年度中に、医師優遇税制については平成四年度中に、それぞれ廃止の方向で環境整備を行う。

6 年を目途に結論を得る」としている。したがつて昭和六三年の与野党協議の内容に沿うため、みなし法人については平成三年度中に、医師優遇税制については平成四年度中に、それぞれ廃止の方向で環境整備を行う。

このことは、衆議院選挙を経ても拭えないと過ちであり、是正されることが必要である。

(2) 消費税には解消出来ない制度的な矛盾と欠陥が存在する。具体的には、逆進性、税額の国庫不入、便乗値上げ、中小零細事業者の転嫁不能問題などである。

政府は先の特別国会に見直し法案を提出したが、これらの矛盾と欠陥が解消されないことは明白であり、今日議論されている政府税調における再見直し議論においても同様である。消費税という税体系においては矛盾と欠陥は解消しえることは明らかである。

(3) 先の特別国会において、政府提出の見直し案と野党四会派提出の廃止案はともに廃案となつた。政府・自民党は、見直し公約が実現しない政治的責任を重く受け止めるべきである。

政府・自民党は、見直しで矛盾と欠陥が

解消されず、しかもその見直し案すら実現しないという状況において、責任を野党に転嫁しようとする姿勢ではなく、欠陥税制の解消という政府・与党としての責任を果たすべきである。

(4) 税制の混乱を收拾し、両院協議会の良識を示すためにも、消費税は一度廃止し、国民合意の税制再改革を推進すべきである。

2 消費税の具体的な矛盾と欠陥

(1) 消費税の構造的な矛盾と欠陥は、政府の「フォローアップ報告」にも如実に示されている。

しかも、「報告」は、消費税の最大の矛盾である消費者が払った約五千億円が国庫に入らないという問題、低所得者等がどのような影響を受けているかなどの根幹の問題は追跡していない。

(2) 消費者物価は全体で二・九%も上昇し、とくに食料品やサービス関係は三%を超える上昇を示しているものもあり、消費税の逆進性の構造が明らかになつており、政府の予測を大きく上まわっている。

同時に、一方においては小売り規模が小さくほど転嫁を行なつて比率は低くなつており、消費税が零細事業者にとって厳しいものであることを物語つている。

また、カルテルによる便乗値上げも約一六〇件程度認められ、下請け代金に消費税分を上乗せしていない事例は若干しかなかつたとされているが、今後コスト増等によりこうした事例は徐々に増えることも予想される。

(3) 簡易課税については、売上五億円以下事業者の六七・七%が選択しているが、事業者の付加価値率はかねて指摘されてきた通

り、卸売業の一四・八%を最低として、運輸・通信業の四五・二%、不動産業の四五・六%など（いずれも五億円以下）いずれも高いことが明らかにされている。

なお、消費税導入に際して要した費用は五万円以下という事業者が五五・九%となっており、税額の国庫不入が適正な「摩擦熱」であつたか否か疑問を提起している。

(4) 地方公共団体の転嫁問題はかねて指摘されているが、一部転嫁を含めても九割前後であり、住民生活に責任を持つ自治体として消費税が住民福祉の障害となつており、自治体行政に悪影響を与えていることは明白である。

(5) このように消費税の矛盾と欠陥は一年間の運用でも露呈されており、悪税たりとも法であるがゆえに施行はされているものの、それをもつてして「定着」したとは到底評価しがたい。むしろ消費税を廃止した場合の定着の方がスムーズであると考える。

3 国民合意の間接税体系の確立に向け

(1) 消費税の創設を中心とする政府の税制改革が広く国民の理解と信頼を得た上で行われたとは言い難い状況にかんがみ、消費税を廃止し、改めてわが国の現在及び将来の国民生活及び国民経済の安定及び向上の基

盤となる税制を確立することをめざすべきである。

(2) この税制の再改革に当つては、(1)税負担の公平・公正の確保、(2)総合課税主義を基本とする応能負担原則を重視し、応益負担にも適切に配慮すること、(3)直接税を主とし、間接税を従として、所得、消費、資産等に対する課税を適正に行うこと、(4)地方財政の確立を図り、分権・自治の発展に資すること、(5)税制が活力ある福祉社会を支える基盤となること、を基本原則とすべきである。

(3) 間接税については、間接税が直接税を補完する地位にあるべきことを踏まえ、国税及び地方税における個別間接税の整理及び合理化を図るとともに、サービス、流通に対する適正な課税のあり方について検討を加え、国民に十分開かれた議論のもとで結論を得るべきである。

なお、わが党は、こうした議論の場及び期間については、必ずしも先の税制再改革基本法案には固執しない。

(4) 社会党は、こうした原則に基づく議論によつて確立される間接税体系については、まず直接税における不公平のは正、土地等の資産課税の適正化を徹底して推進し、その上で所要の財源等をも勘案し、(1)大型ではない、(2)逆進性が排除され、累進的性

格をもつ、(3)簡便なもの、(4)生活必需品に課税しない、(5)中小零細事業者に過度の負担を課さない、(6)地方財源が確保される、という諸点を充足させるものとすべきと考える。

(5) 消費税の「再見直し」ではこうした条件を満たすことが出来ない。わが党は、以上の提起に沿つた、消費税を廃止し適正な間接税体系を築くための提案については、積極的に検討する用意がある。

一九九〇・九・一三

「チタン鉱石問題に関する基本的対応方針」についての申し入れ

科学技術庁は、ティカ㈱岡山工場から採取した鉱石、廃棄物等の資料について、岡山県の依頼により、財團日本分析センターにおいて核種分析を実施した結果、ウランやトリウムの含有率は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」による核原料物質の届け出を要する濃度限度(370Bq/g)以下でした」として、厚生、通産、労働の三省へ協議して、九月七日「チタン鉱石問題に関する基本的対応方針」を決め、各自治体や事業所に示した。しかしこれは次のような理由により、ウランやトリウムなどを含む廃棄物に対する十分な配慮に欠けたものである。

(1) 添付資料によって、各自治体が関連の工場又は処分場内を実測した空間放射線量

率のデータをみると、高いところでは岡山県で $230(\text{R}/\text{H}$ 、以下同じ)、大阪市で 140 、福島県で 130 、神戸市で 110 、香川県で 106 、秋田県で 90 、兵庫県で 83 、三重県で 68 、山口県で 66 、富山県で 66 、神奈川県で 63 に達している。「工場又は処分場境界」でも大阪市の五四、岡山県や山口県の二六、香川県の二〇など、非常に高いところがある。

毎時 230 マイクロレントゲンは毎時二・二マイクロシーベルトであり、年間の線量に換算すれば一九ミリシーベルト/年(一九〇〇ミリレム/年)にもなる。原子炉等規制法や放射線障害防止法では、一五ミリシーベルト/年(一五〇〇ミリレム/年)を越える場

所は放射線管理区域に指定するよう定められている。

一般人に対する被曝の許容限度は「ミリシーベルト／年（一〇〇ミリレム／年）である。これにたいして神奈川県の敷地内の六三マイクロレントゲン／時でも、五・五ミリシーベルト／年（五五〇ミリレム／年）となり、香川県の敷地境界の二〇マイクロレントゲン／年でも一・八ミリシーベルト（一八〇ミリレム／年）となる。

(2) 「核原料物質」としては「三七〇ベクセル／グラム」程度以上含まれていないと意味がないとしても、放射性廃物の規制にはこの数字は何の意味もない。ウラン、トリウム一樣のベクセル／グラム、総放射能で最大七〇ベクセル／グラム程度とすれば、とうていそこいらに廃棄処分してよいものではない。

(3) わが党が一貫して主張しているように、放射性廃物は地中や海中に処分してはならない性質のものであるが、政府が地中処分に関して定めた規制値でも、処分後三〇〇年経つたあとでは人がその上に居住して、しかもそこで作物を作つて食べても、〇・〇一ミリシーベルト／年（一ミリレム／年）以下の被曝でなくてはならないとしている。ところがウランは四五億年、トリウムは一四〇億年という途方もなく長い半減期をもつており、三〇〇年経つても放射能の強さはほとんどま

つたく変わらない。したがつて、これらについては発生者責任において、きちんとした施設の中に管理保管する以外に方法はない。

(4) 放射性廃物を区分して、一定のレベル以下のものは「すそきり」によつて普通の産業廃棄物と同等に扱うようにするなどという政府の方針は、核種によつては測定にかられないまま、かなりの放射能含有物が安易に処分される恐れがあり、わが党はあくまでも反対であるが、政府が「すそきり」によつて規制免除しようとしている基準案でも、そこに住む人のそれによる被曝線量が〇・〇一ミリシーベルト／年（一ミリレム／年）以下になることが最低限の条件になつている。

つまりここでも(3)と同様に、「通常のバックグラウンドレベル」である一ミリシーベルト／年（一〇〇ミリレム／年）に比べて、その一〇〇分の一定程度の低いレベルで規制する必要があるのである。

(5) 「対応方針」では、工場内や処分場内でのラドンの濃度や、その労働者の肺にラドンガスやウラン、トリウム、ラジウム等の微粉が吸入されることによる内部被曝を少しも問題にしておらず、調査もしていない。

したがつて「工場、処分場の敷地境界は、通常のバックグラウンドレベル程度に管理することとし、必要に応じ、廃棄物の移動、盛り土等の措置を講ずること」とか「通常のバ

ツクグラウンドレベル程度を超える場所はさく等で区画し、人がみだりに立ち入らないようすること」などという「基本的対応方針」では、「当面の措置」としても余りにもずさんである。

発生者責任において、密閉度の高い一定の建造物をつくつてこれを収容し、管理保管するよう、早急に改めるよう、申し入れる。

一九九〇年九月一三日

日本社会党政策審議会

会長伊藤

茂

科学技術部会
部会長野坂浩賢

商工部会
部会長水田稔

社会労働部会
部会長川俣健二郎

環境部会
部会長岩垂寿喜男

科学技術庁長官
大臣島友治

厚生大臣
大臣島雄二

通商産業大臣
大臣藤嘉文

労働大臣
大臣塚原俊平

一九九〇年度防衛白書に関する談話

日本社会党安保・自衛隊・軍縮政策委員会
委員長 上原康助

一、本日、政府は一九九〇年度防衛白書を発表した。今年度の「白書」は、昨年のベルリンの壁の崩壊、マルタ米ソ首脳会談、東欧民主改革と東西ドイツ統一に象徴される「戦後冷戦体制」崩壊プロセスの開幕後はじめて、政府がその国際情勢認識を全面的に明らかにするものであり、こうした国際関係の転換過程に対応する「次期防衛力整備計画」を始めとするわが国の防衛政策の基本的方向性を国民に示す重要な使命をおびている。

一、「白書」は「全般的な軍事情勢」について「欧洲を中心として歴史的な変革期に入った。ソ連の深刻な経済不振に端を発する内外政策の変化や東欧諸国の民主化の動き等によって、東西関係は、冷戦の発想を超えて本格的な対話・協調の時代に移行しつつある」との認識を示している。しかし、冷戦の発想を超える時代を切り開いたのは、

経済不振や社会的停滞からの脱却」をはかり、「政治、経済、社会、外交、軍事のあらゆる分野において合理化、効率化を追求することにあるとみて、「効率的社会主义」の潜在的脅威を暗示しようとしている。しかし、ソ連は「調整型市場経済」への移行を試みる一方、東欧民主化、ドイツ統一の容認に象徴される新思考外交を通じて世界経済システムへの復帰に乗り出している。米国は「戦後冷戦」の発想を超えてソ連の民の革命的な民主改革の運動であったことが明記されなければならない。「白書」はこの戦後冷戦体制とその崩壊の基底にある意義を明確にすることなく、「ソ連、東欧における変化の最大の特徴」をソ連による共産主義からの離脱の容認とワルシャワ条約機構の形骸化に切り縮め、八九年を画期とする国際情勢の大転換のプロセスについて極めて一面的で不透明な認識を提示している。わが国は今後のわが国の安全保障政策を策定するうえにおいて、東欧民主改革運動の歴史的意義を踏まえ、「戦後冷戦体制」崩壊のプロセスへの突入という国際関係の基調をその情勢認識の基本に据えるべきである。

一、「白書」はソ連の軍事態勢について、「防衛的軍事ドクトリン」や「合理的十分性」の原則への移行が具体的なソ連軍の規模、編成に及ぼす影響について不明確であると指摘している。現在、ソ連国防部はソ連軍改革案の検討作業を進めているが、第二八回党大会決議および国防相論文は、軍改革の基軸が軍建設における質的指標の重視であり、軍改革の意義は戦闘ボテンシャルの質的指標を損なわない量的削減であり、また、政治と軍事の関係については、軍隊内

のソ連共産党の思想的影響の強化、軍の政治的中立性の拒否、政治の手段としての軍の堅持を確認している。われわれは、わが国近接地域にこれまでに集積された膨大な核・通常戦力と、こうしたソ連軍改革の方に向に懸念を抱くものであり、わが国はその広範な軍再編の意義および、政治民主化の一環として多元的国家体制のもとでの軍の政治的中立化を求めるソ連国内の改革要求の行方を注意深く見守るべきである。

一、「戦後冷戦体制」崩壊のプロセスにあって米国は、その国家安全保障戦略の目標を、「封じ込めを超えてすすみ、ソ連を建設的パートナーとして国際体制に統合することである」と公言している。また、こうした対ソ戦略の完遂の一方で、「今後数十年間に新しい強国の出現の可能性、第三世界の紛争の可能性、および反乱・テロリズム・麻薬取引に起因する脅威の拡大に備えなければならない」として、戦略機動力の強化や第三世界の紛争対処のための特殊作戦部隊の重視など、「選択的抑止」のコンセプトに基づく前方展開戦力の再編成と軍建設の方針の部分的修正を進めている。「白書」は「米国の軍事態勢」の分析において、こうした米国の「統合による対ソ封じ込め」戦略や、地域的覇権主義の抑止、地域紛争・低強度紛争への積極的介入を基調とする地政

戦略に無批判に追随する姿勢を示している。わが国は、ソ連国内の政治的亀裂と対立を激化させ、混乱と停滞、反動と改革の挫折を助長する「統合による対ソ封じ込め」と決別すべきである。また、米国の利己的・排他的な規範や利害を地域紛争に投影させて、武力介入を紛争解決の手段とする地政戦略に基づくパートナーシップを断固拒否するべきである。

一、STARTは実質的には大幅な量的削減にいたらず、さらに質的戦力増強が懸念されている。また、CFEを進める米ソ双方が脅威の存続を確認して戦力の近代化をすすめ、あるいは柔軟反応戦略の維持を宣言している。「白書」はこうした懸念を一応指摘するものの、戦後核兵器のさらに大幅な削減と質的増強を阻止するためのSTART 2の要求や、歐州戦術核兵器の削減交渉を積極的に支持する基本姿勢を鮮明にしていない。また、CFEに結実した歐州安全保

ア・太平洋地域の複雑な政治構造、日本の歴史的過ち、軍事的脅威についての多様な認識などに留意しつつ、人権や基本的自由に関する諸問題、環境、情報流通、科学、技術などの分野で二国間協力をすすめるとともに、これらを多角的に討議するゆるやかな対話のテーブルづくりを環太平洋各国に呼びかけるべきである。

一、「白書」は「わが国周辺地域の基本的な情勢」の項で、日ソ間の北方領土問題を朝鮮半島情勢やカンボジア情勢と同列の不安定要因にあげ、「政治的信頼関係の未成熟」の原因としている。もとより北方領土返還はわが国の対ソ外交の基本問題であり、その解決が全面的な信頼関係の樹立と両国の協力関係を磐石のものとするための必須の課題である。わが国は、北方領土からのソ連軍の撤退を要求しつつも、しかし、信頼醸成の入り口に北方領土問題を据えるべきではない。

一、また、「白書」は極東ソ連軍の軍事態勢について、その近代化、質的な戦力増強を指摘している。しかし、「白書」は、米ソ間でも「従来の冷戦の枠組みを超えた新しい関係が生じており」、東西間の対話・協調路線の定着と軍備の縮小均衡によって「米ソ間で武力衝突が発生する可能性は一層低下していくものと見込まれる」し、「欧州に信頼醸成措置に着手するとともに、アジ

おける大規模な武力衝突は今後とも強く抑止されていくとの分析も示している。「防衛白書」が一貫して示してきた脅威の「意図と能力」論にしたがえば、見通しえる将来においてソ連の侵略の意図は低下するのであり、歐州正面での侵攻の可能性は抑止され、脅威は限りなく低下するといえよう。ところが「白書」は、「ソ連・東欧における内政上の混乱が国際軍事情勢に与える影響」について懸念を表明し、「ソ連の改革の行方は予断を許さない」との危惧を示し、極東ソ連軍の近代化とあわせて、米国の攻勢戦略の下でのわが国の防衛力増強を正当化しようとしている。われわれは、ソ連の改革が、相当長期にわたるプロセスであり、実態的、全面的な政治・経済改革には深刻な困難と矛盾、試行錯誤があると予想する。したがつて、わが国は、ソ連の改革を不可逆的なプロセスへと導くための積極的支援を行うべきであり、その間、信頼醸成措置の積み重ねによってこの地域で最も不安定な戦力を見極め、欧州とならんでこの地域での軍事的対峙を制御可能なレベルに引き下げるための積極的働きかけを米ソ双方に行うべきである。

一、米国は、「アジア・太平洋地域の戦略的枠組み」において、「われわれの戦略は成功した。たとえば、ソ連を封じ込めるという最

も明瞭な任務に加え……われわれのプレゼンスは、いかなる一国も覇権的な地位を占めないことを確保するために必要なバランスをもたらすことによって、地域的な平和、安定、繁栄に貢献してきた」「ソ連の脅威の実際かつまた認知された減少はあるが、この地域における伝統的な観点からの米国の軍事プレゼンス（地域バランスとしての役割、真摯な仲裁者、究極の国家安全保障の番人）は、安定のためにより相対的に重要な責任を持つ。今後一〇年以上の間に、新しい地理的な要求が形成されるであろうが、米国の前方展開によるプレゼンスは、地域のかけがえのない「バランサーの車輪」であり続けるだろう」と表明し、イデオロギーや政治的要因よりもユーラシア大陸やその周辺地域におけるバランスの確保をより重視する観点から同盟関係の再定義を行っている。この地政戦略は、わが国による覇権主義に対する懸念とその封じ込めをも含意するものである。「白書」はこのようないわゆる「ビンの栓」論に基づくパートナーシップを無批判に受け入れている。わが国は、第二次大戦で破綻が証明された古い勢力均衡論や、偏狭な一国的利害、自本国本位の理念に基づく地域紛争の武力解決をはかる世界の警察官の発想、日米安保について日本の軍事大国化と覇権主義の台頭を行なうべきである。

一、「白書」は、「その他の地域の軍事情勢」の項において、「戦後冷戦体制崩壊プロセスにおける第三世界の潜在的地域紛争要因の顕在化の危険性を指摘している。こうした新たな「脅威」を強調する「白書」は、日米安保体制の解説におけるいわゆる極東条項の積極的評価とあいまって、第三世界の平和と安全の維持、地域紛争解決における米軍事力の役割を積極的に位置付けようとする姿勢が濃厚である。わが国は、こうした地域紛争については、「戦後冷戦体制」崩壊という新たな国際情勢の肯定的可能性に立脚し、国連の一般的・統一的な集団安全保障機能の活性化、平和維持活動への積極的貢献によって、紛争の平和的解決の枠組みを強化すべきであり、個別的・集団的自衛権の行使を必要最小限度に押し留めよう積極的役割を果たすべきである。

一、「白書」は、「歐州を中心として歴史的な

変革期を迎えており、東西関係は、冷戦の

発想を超えて本格的な対話・協調の時代に

移行しつつある」との国際的動向を、「大

綱」の基本認識にある国際関係安定化の流

れがより進んだ形で現れつつある」ものと

捉えている。しかし、「大綱」の国際情勢認

識は「戦後冷戦体制」の基本的枠組みの下

における七〇年代の米ソ、東西緊張緩和を

背景とするものであった。

「白書」には昨年の東欧民主化とソ連の改

革が、「戦後冷戦体制」崩壊のプロセスを切

り開いたものであるとの認識が決定的に欠

落している。わが国は、「東西冷戦体制」を

基調とする米ソデタンント期の国際情勢認識

に基づいたわが国の防衛力整備計画である

「大綱」とそれに基づく次期防衛力整備計画

を見直し、国連の集団安全保障機能の強化、

信頼醸成と軍備管理・軍縮の積極的推進、

限定的自衛に徹した「目に見える専守防衛」

による国民合意の新たな時代の総合的な安

全保障政策を策定すべきである。

申し入れ

わが国の民主主義確立と前進のために日夜
的努力を続けられていることに敬意を表します。

一九九〇年九月一八日

民主化を進め、自由と平等を確かなものに

することが國の責任であり、國民の義務であ

ることが法に明記されていることは御承知の

通りであります。

あつてはならない差別が部落差別として現
存していることは、極めて遺憾であり、速や

かに解消しなければなりません。

わが党としても、部落差別をなくし部落の

完全解放をなしとげるべく全力を尽くしてお
るところであります。

従つて、政府は眞の民主主義を作り上げる
ために左記事項について積極的に取り組み、
善処されるよう、申し入れます。

記

総務府長官
塩崎 潤 殿

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠
日本社会党部落解放運動推進委員長
土井たか子



- 一、地域改善対策協議会に当該運動団体の代
表を委員として選任し、強化すること。
- 二、地対財特法は一年六ヶ月を残すのみとな
りましたが、部落差別解消のため新たな法

税制関係資料

(第六回全国政策研究集会・税制関係資料)

日本社会党

税制問題等に関する両院合同協議会及び税制問題等に関する両院合同協議会専門者会議の構成メンバー

協議員	神崎武法（公明）
協議員	金子満広（共産）
協議員	米沢 隆（民社）
協議員	中村銳一（連合）
協議員	阿部昭吾（進民連）

税制問題等に関する両院合同協議会専門者会議

1 税制問題等に関する両院合同協議会	2 税制問題等に関する両院合同協議会専門者会議
会長 幹事 幹事 幹事 幹事 幹事 幹事	座長 専門者 専門者 専門者 専門者 専門者 専門者
小沢一郎（自民） 加藤六月（自民） 村岡兼造（自民） 大出俊（社会） 伊藤茂（社会） 坂井弘一（公明） 正森成二（共産） 神田厚（民社） 斎藤十郎（自民） 山口鶴男（社会） 久保亘（社会） 市川雄一（公明）	加藤六月（自民） 越智通雄（自民） 井上吉夫（自民） 伊藤茂（社会） 安恒良一（社会） 神崎武法（公明） 峯山昭範（公明） 正森成二（共産） 中野寛成（民社） 古川太三郎（連合） 管直人（進民連） 野田毅（自民）

一九九〇・一〇・一

税制協議会専門者会議の審議 経過中間報告

第一百一八特別国会会期末の六月二六日、衆参両院本会議の議決を受けて国会の公式機関として「税制問題等に関する両院合同協議会」が発足した。同時に同協議会に提言を行つための「専門者会議」が設けられ、本会議終了後にそれぞれの第一回の会議が開かれた。実質的な討議は第二回の専門者会議から始ま

り、九月までに一二回にわたり専門者会議が開催されている。

●第二回専門者会議（七月六日）

「税制等に関する各党の基本的な考え方」について意見を述べた。自民党は、消費税のみなおしについて各党と協議し、合意に努力したいとし、土地税制については「最重点の緊急課題の一つ」との認識を述べた。社会党は、消費税をまず廃止したうえで税制の抜本改革をやりなおすこととし、協議の進め方として①不公平税制の徹底的な是正②土地基本法の理念による土地税制の改革③総合課税を一層推進するなど、直接税の改革をした後に、消費税に代わる間接税の構想を協議すべきであるとした。公明、民社、連合参院、進民連も、社会党とほぼ同様の意見を表明した。ただし、協議の決着について、公明は「本年度中に結論を出す」とし、民社は「来年度予算編成に間にあうよう」にするとの考え方を示した。

●第三回専門者会議（八月七日）

「税制のゆがみ、ひずみ」について意見を述べた。自民党は、国民の不公平感を払拭することをめざして先の税制改革を行ったが、国民の不公平感が解消していないことが、見直しの検討を進め、特に土地税制については努力していきたいとした。社会党は、消費税導入前にやるべきしてやらなかつた諸課

題を検討し、その後に間接税のあり方について論議すべし、と二段階方式を提案。検討すべき

●第四回専門者会議（八月八日）

引き続き不公平税制の是正について協議を行い、①総合課税制度（納税者番号制度を含む）②土地税制③企業税制（赤字法人問題を含む）の三点に重点をしぼって協議することが合意された。なお、総合課税の問題については総合課税検討小委員会を設置し、各党一名の合計六名の小委員を指名した。

●総合課税検討小委員会（八月二十四日）

納税者番号制度の導入を中心として議論が行われた。社会、公明、民社三党は不公平税制は正のため納税者番号制度を推進することで一致し、自民党も大筋では合意を見た。共産はプライバシー侵害につながり納税者番号制度がなくても総合課税は可能との立場から反対し、連合参議院もプライバシー保護の点

から慎重な姿勢を示した。

●第五回専門者会議（八月二七日）

不公平税制の一環として土地税制について協議した。社会党は、土地の所有、利用の制度改革とあわせて税制を改革すべきだとして、大法人の含み益に土地増価税のような新税の創設、居住用、事業用の一定限度までは負担を軽減して個人の大土地保有に対する保有課税の強化を提案。各党とも土地の取得、譲渡、保有に関し、新税の創設を含めた抜本的な見直しの必要性で一致した。

●第六回専門者会議（九月四日）

引き続き土地税制について協議した。土地基本法の理念、税制のあり方をベースに、国民の問題意識を整理して共通の認識を持つためとして①法人・個人の税制上の差異②法人等の膨大な含み益③市街化区域内農地の課税④固定資産税、相続税のあり方、これらについて取得、保有、処分の各段階で、国または地方でどのように課税できるのかを検討した。また、企業課税、みなし法人、赤字法人課税についての検討を提案した。各党とも課税ベースの拡大についての検討の必要性を述べた。

●第七回専門者会議（九月七日）

土地税制については、土地税制検討小委員会を設け、引き続き小委員会で検討を加えることとした。小委員会は、総合課税検討小委員

会と同様に、各党一名の合計六名の小委員会とし小委員を指名した。企業課税の問題については、企業の持つ土地についての課税、みなし法人の見直し、赤字法人の課税のあり方、引当金・準備金のあり方、租税特別措置の見直しについて、引続き検討することとなつた。

●総合課税検討小委員会（九月一一日）

総合課税問題について銳意検討した結果、平成四年までに納税者番号制度の国民合意に向けた所要の措置を講ずることなどを行い、納税者番号制度の導入を検討することで自民、社会、公明、民社の意見の一一致をみた。

●第八回専門者会議（九月一一日）

総合課税検討小委員会の報告を受け、「平成四年までに納税者番号制度の国民合意に向けた所要の措置を講ずること」を専門者会議で確認された。企業課税問題については、「企業課税検討小委員会を設置することを決めた」。

●第九回専門者会議（九月一八日）

企業課税制に関する検討小委員を各党一名の合計六名を指名した。企業課税制と、土地税制について、これまでの経過を踏まえ、社会党から具体的な提案を行つた。

●第十回専門者会議（九月一九日）

「間接税制度に関する各党の基本的考え方」を述べあつた。自民党は、従来の税制では、給与所得に負担が偏り、従来の個別間接税で

は課税・非課税等のアンバランスが目立ち、急速な高齢化の進展を考えれば消費税は必要な税制である。この税の一層の定着を図る観点から前国会に消費税見直し法案を提出したが、審議未了廃案となつた。当協議会で見直し問題について合意を得たい、と述べた。社会党は、消費税は公約違反の大型間接税であり、制度についても逆進性、税額の国庫不入、便乗値上げ等制度的な矛盾と欠陥があり、見直しでは解決されず、一度廃止し税制改革を再度行うべきである。この税制再改革に当つては、税負担の公平・公正の確保、応能負担原則を基本とし、応益負担にも配慮、直接税を主とし間接税を従として所得・消費・資産に対する課税の適正化、地方行財政の確立、活力ある福祉社会を支える基盤となること、の五項目を基本原則とすべきだと述べた。公明、共産、連合参院、進民連は社会党と同様に、消費税を一旦廃止しその上で税制の再改革を行ふべきとの考えを述べた。民社党は、EC型付加価値税が最も望ましく、それに近づけるため、非課税枠を拡大し、帳簿方式から伝票方式へ移行させ、免税点・簡易課税を引き下げ、税の名称を「年金福祉税」などに変更する等の具体的な見直しの提言を行つた。

●第一二回専門者会議（九月二六日）

自民党より、消費税導入以前の税制について、直間比率、物品税課税品目のアンバランス、所得・消費・資産の国際比較等の資料が提出された。しかし、社会党をはじめとする各党より、税制議論で重視しなければならないのは、将来の税制としてのあるべき姿を考へなければならず、とりわけ高齢化社会に対してもどのように考へ、どのようなビジョンを持ち、どのような税制を想定するのかが大切であると反論した。次回は高齢化社会に対応する税制について自民党から資料を提出し、それに基づき議論を進めることとした。

今後の日程は、一〇月一日・土地税制検討小委員会、一〇月二日・企業税制検討小委員会、一〇月三日・土地税制検討小委員会、同一〇月三日・第一三回専門者会議、一〇月四日・第一四回専門者会議となつてゐる。

●第一回専門者会議（九月二五日）
大蔵省より消費税の実施状況について、申告、各種届出書等の状況、導入後の物価動向、

土地税制改革に関する基本的態度

一両院税制協議会専門者会議

における社会党の見解—

1 基本的考え方Ⅱ 土地神話の打破

(1) 法人の投機を引き金とする地価急騰

地価急騰に象徴されるわが国の土地事情は諸外国と比べても極めて異常であり、国民生活に多大な悪影響をおよぼし、公共投資等の重大な障害要因ともなっている。

この原因是、東京を中心とする大都市圏への政治中枢、経済活動などの集中、都市計画制度の不十分性などがあげられるが、

何より仮需要、投機が引き金になつてゐるのは否定できない事実であり、その主役が金融機関、大法人であることも明らかである。

(2) 土地制度の改革課題

土地問題を対処するに当たつて、東京一極集中のは正（すなわち今日的には管理中枢機能の分散）具体的には公共機関の方分散、抜本的には遷・分都など——及び都市計画上の用途・建築制限——ビルや事

業所の総量規制あるいは地域的制限など——並びに都市計画の確立（この場合は、

用途規制の強化、都市計画決定権の自治体への一とりわけ市町村への——移譲と先

買い権の強化など）、加えて土地に係る私権の整理（空中権や地下権問題など——フランスでは一定高度以上の空中権は公共機関が権利を保有——）など土地制度及び土地利用制度の改革が必要である。

(3) 土地税制は補完ではない

先進諸国、とりわけわが国においては、土地税制は土地政策の補完的手法として位置付けられてきたが、土地が最も激しい投機対象となつてゐる現状にかんがみれば、土地税制は土地問題解決のための極めて重要な手段として位置付けなければならぬ。

すなわち、計画的利用、投機の排除といふ面において税制は極めて有効な手段であり、また公正という面、富の社会的再配分という面からも土地税制は相当な機能を持つよう整備されなければならない。

(4) 「土地神話」の打破

わが国の異常な土地事情は、「土地神話」という言葉に象徴される。われわれは、この「土地神話」を打破する決意で土地税制の改革に着手すべきであると考える。

2 主要な改革課題

(1) 大法人の莫大な土地の含み益に対する課税、法人・個人間の税制上の格差是正

今回の地価高騰の最大の要因は、金融機関、ノンバンク、不動産会社、建設会社、

その他一般の事業法人など大法人が、税制上の有利さを利用して土地取引きに膨大な資金を注ぎ込んだことにある。地価つり上げの結果、大法人を中心とした企業全体で四三四兆円程度（八八年）の莫大な土地の含み益が抱え込まれるまでに至つてゐる。この膨大な含み益が課税の対象からはずれ、固定資産税などの保有課税も地価に比較して極端に軽微となつており、また法人と個人との税制上の格差が指摘されている。これが土地問題を深刻化させている大きな要因となつてゐる。諸外国でも土地の含み益課税的な発想で、開発利益に対する課税や土地増価に対する課税が実施されている。わが党が以前提案した「土地増価税」や諸外国の事例を参考にして、法人の土地の含み益に対して、現実的で実効性のある課税を実施するため、国税としての新税を創設すべきである。

(2) 個人の大土地保有に対する課税

地価高騰によつて、土地資産を持つ者と持たざる者の格差が急激に拡大してい

る。この格差是正をめざし、生活財としての土地、すなわち居住用・事業用の土地である一定面積以下の土地については現在程度以下の保有税負担に抑えることを前提として、固定資産税等の適正化が難しい場合、個人の土地に対する新土地保有税を創設すべきである。

(3) 固定資産税、相続税等の改革

保有課税の基幹であり、市町村の主要税源である固定資産税、資産再分配の観点から重要な相続税などの改革を進める必要がある。すなわち、評価の引き下げや圧縮、税率の調整によって生活維持のための土地資産等に対する負担増が起らぬよう十分に配慮した上で、新税の創設如何を勘案しつつ、公的 土地評価の一元化など中長期的展望に立って適正化を進める必要がある。

(4) 譲渡所得課税の改革

土地の譲渡所得課税については、法人形態を利用した租税回避問題等を勘案しつつ、分離課税か総合課税かの問題を含め、抜本的改革を検討すべきである。

(5) 法人課税改革と住宅税制

法人課税における土地取得費の借入金利子の損金算入措置については、若干の改善が図られたが尻抜けであり、四年経過後も利子の損金算入を認めないと制限措置を

抜本的に強化する必要がある。なお、優良宅地等に係つて多くの優遇措置が講じられているが、事業者段階で優遇するよりは、最終取得者・使用者に対する住宅減税制度の拡充と家賃控除制度の創設を図った方が適切であり、しかもその方が仮需要の抑制に資することになる。

(6) 市街化区域内農地の課税問題

三大都市圏における市街化区域内農地の課税問題は、都市計画の抜本的確立、線引きの適正化等を前提として、農地としての認定条件などを含め是正策を検討すべきである。その際とくに、地方公共団体の先買い権強化を図る必要がある。

(7) 公有地化の促進、土地情報の公開

地方公共団体の先買い権等を強化し、公有地化を進め、公園、公共住宅の整備を図るとともに、そのための財源確保措置とあわせ、公共団体に対する譲渡を促進するための税制措置を講ずる。

また、公的 土地評価の認定や売買価格、所有者の移動等を適切に把握するとともに、土地に関する情報の整備を進め、その公開制度を充実させる。



編集後記

★アラビアと聞けば、映画史上に燐然と輝く名画「アラビアのロレンス」を思い出す人も多いことだろう。七〇ミリの画面に映し出された砂漠の映像美は正に圧巻だった。映画はアラブ人をトルコへの反乱に起ち上がらせたピーター・オトオール演じる英雄ロレンスの、戦後冷酷な国際政治に翻弄され、アラブ解放の夢が破られていく姿を描いて感銘深かった。イギリスはドイツの同盟国トルコを破るために、アラブの独立を約束するが、結果は、ユダヤ人にパレスチナへの入植を認め、シリア、レバノンはフランスの支配下に委ね、そしてヨルダン、サウジアラビア、イラクを分割して独立させた。今日の中東の紛争の芽は落日の大英帝国のこうした政策によって蒔かれたものと言える。▼だからといって、イラクのクウェート併合が合理化できるものでは決してない。国連決議に基づく経済制裁は当然であり、イラクはクウェートから撤退すべきである。また、どのような理由があれ、アメリカが武力行使に踏みきることも許されない。問題は日本政府のこの間の対応である。

アメリカ一辺倒の政策は「大国面をしない大国外交」(栗山外務次官)ですらない。国連軍でもない米軍中心の多国籍軍へ巨額な援助を行ないながら、海部總理が人質の解放、クウェートからの撤退をイラクに要求しても受け入れられるはずがあるうか。とくに言語道断のは、多国籍軍支援のための自衛隊の海外派兵に道を開く「国連平和協力法」制定の企図だ。八月段階では「自衛隊は派遣しない」といっていた海部總理が、小沢幹事長はじめ自民党内の突き上げに負け、政権維持のために無定見にも法案の臨時国会提出に踏み切ったのは容認できない。どのような形であれ、自衛隊を海外に派遣することは自衛隊法上、まして憲法上許されないが、紛争地域に自衛隊が組織として、「併任」で派遣されるということは、明らかに自衛隊の海外派兵でなくして何であるか。▼世界史的な転期ともいべき二ユーディアント時代を迎、国連の役割はますます大きくなっている。従つて、国連中心の平和外交を基本とするわが国にとって、国連協力は一層強めなければならない。そのため、自衛隊以外の人を非軍事・民生に限つて派遣すべきである。しかし同じ「国連平和協力隊」といっても、政府のそれは平和憲法の精神を蹂躪する以て非なるものであり、このような法案の成立は全力をあげて断固阻止しなければならない。

(W)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	温井寛
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	押田三郎
	浜谷惇
	渡辺博
兼事務局長	田中恒利
会計監査	村山富市
	山本正和
	川那辺博
	佐間田勝美
	穂山篤

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	温井寛
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	押田三郎
兼事務局長	田中恒利
会計監査	村山富市
	山本正和
	川那辺博
	佐間田勝美
	穂山篤

「政策資料」購読料のお知らせ

定期 一部 300円
送料 一部 五一円
年間購読料 四二〇〇円(前納)
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-80821

又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

1990年版 政策資料号外

主な内容

- 「消費税廃止法の提案と審議経過」趣旨説明／関連法案要綱／見直し法案批判など
- 「法案審議の焦点」老人福祉等改正案／高齢者雇用安定法改正案／商法改正案／生涯学習をめぐて／大都市住宅法等改正案
- 「政策をめぐる国会論戦」
- 日米構造協議／軍縮＆平和／選挙制度／原発事故調査報告
- ／N T T分割問題
- 「社会党提出法案の解説」育児休業法／空き瓶回収法
- 「全法案要旨、審議経過、各党の態度、成果」
- 付録「118特別国会での審議日程・各党賛否一覧表」

国

会

報

告

A5判 280頁
価額1,100円
(送料260円)

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆院第1会館内

☎ 03(581)5111 (内線)3880～3884

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

November 1990

No. 290

Foreword : Minoru MIZUTA, Vice-Chairman of the Policy Board

Documents :

- Special Resolution for the Immediate and Peaceful Solution
of the Gulf Crisis Adopted by the Central Committee at its 68th Session,
on 14 September 1990
 - Comment on the Government's Additional Plan "Contributing to International
Efforts to Peace in the Middle East"
 - General Secretary's Comment on the United Nations Peace Cooperation
Law Proposed by the Government
 - Concrete Proposals Concerning the Corporate Taxation
 - Others
-

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE JAPAN SOCIALIST PARTY**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)581-5111 Ext. 3880~4 Fax (03)502-5857

政策資料 11月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 伊藤 茂
発行 日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 東京 03(581)5111内線3886~7
FAX 東京 03(502)5857

定価 300 円 (送料51円)